

経営会議での議論を踏まえた行政経営方針実施計画の修正について

2月19日経営会議における知事指示事項

- ①印鑑決裁をなくす方向で考えて欲しい。
- ②もっと紙を削減し、ICT技術やデジタル、データを更に活用する必要がある。
- ③禁煙について具体的取組が必要ではないか。県庁舎は全面禁煙で良いのではないか。

①押印の省略について

- 押印については、**ア 庁内における押印の省略（電子決裁率の向上）**と、**イ 県民に対する押印の省略（行政手続簡素化）**について、下記の通り対応する。

ア 電子決裁については、電子決裁率の低い所属（電子決裁率30%未満）に対し個別に働きかけを行うなど、**電子決裁率の向上に向けた取組を行うこととし、行政経営方針実施計画にも明記する。**

イ 行政手続簡素化については、今年度から全庁的な取組みを開始したところであり、**押印の見直しの徹底を含めた行政手続簡素化を各部局に要請しているところ。**

来年度以降、

- ・様式簡素化の一環として、押印の見直しの徹底を行う
- ・電子申請可能な手続きを増加させることにより押印を不要とする

など、**県民サービスの向上と事務負担の効率化につながる行政手続の簡素化を推進**する中で、押印の見直しも行う。なお、既に行政経営方針に行政手続簡素化は掲げられているが、その中で**押印の見直しも実施計画に明記する。**

<参考> 県においては、平成9年に「滋賀県押印見直し方針」を策定し、県民に求めている押印について見直しを行ったところであるが、見直し後20年が経過していることから、今回の行政手続簡素化において、改めて押印の見直しの徹底を含めた様式簡素化等の検討を要請しているところ。

②デジタルデータの活用によるペーパーレス化の推進

- **ICT推進戦略**の中に主な県の取組としてペーパーレス化の推進が盛り込まれており、また、健康経営にかかる業務見直しの中においても、**ペーパーレス会議・協議や共有フォルダ等による情報共有などの優良取組について横展開し、各部局へ実施を推奨しているところ。**

- しかし、単にICT戦略に記載したり、取組を横展開するだけでは全庁的な取

組にならないことから、実施計画に新たに「全庁的なペーパーレス化の推進」の項目を建て、具体的な目標を持って取組を進める。

(実施計画期間の今後4年間で世の中は更に急速にペーパーレス化が進むと考えられるため、県の目標もそれを踏まえた意欲的でインパクトのある目標としたい。
目標:「内部の会議・打ち合わせや内部協議を2022年度までに原則として全てペーパーレス化する」)

<参考>

- ・ ICT推進戦略における記載
「ネットワーク、タブレット端末等の活用により、情報共有や会議のデジタル化やペーパーレス化を促進し、業務の改革や生産性向上を図ります。」

③禁煙の推進

- 7月1日から受動喫煙防止対策を強化する改正健康増進法（以下、「改正法」という。）が施行されることも踏まえ、改正法の施行前までに県庁舎・各合同庁舎等敷地内全面禁煙を行う方向で検討する。

※改正健康増進法の概要資料は別紙のとおり。

- なお、改正法上、県庁舎・各合同庁舎は行政機関として敷地内全面禁煙とすることが義務付けられるが、必要な措置がとられた場合は、屋外に喫煙場所を設けることができるとされているところ。
- しかしながら、本県の平均寿命、健康寿命に係る長寿要因の分析結果において、平均寿命、健康寿命には喫煙などの生活習慣と関連性があるとされているところであり、生活環境の観点も広く含めて県民の健康づくりを進め、健康寿命の延伸に向けた取組を展開する本県として、また、健康経営の実践の範を事業所等に示していく観点からも、敷地内全面禁煙とすることを念頭に置き、検討を進めるとともに、その旨を実施計画に明記する。
- ただし、県庁舎・各合同庁舎等敷地内に喫煙場所を全く設置しない場合、周辺地域への配慮や喫煙される来庁者等への対応、職員への周知などが課題と考えており、関係課において今後詰めていくこととする。